
千 環 協 案 内

平成 26 年 度 版



千葉県知事登録事業者団体
千葉県環境計量協会

<http://www.senkankyo.jp/>

千環協案内（平成26年度版）刊行にあたって

千葉県環境計量協会（略称：千環協）は、千葉県内に登録の環境計量事業者の団体として、昭和51年6月に会員数7社で創立されました。以来、本年で38年目を迎え、会員数は、正会員51社、賛助会員7社の合計58社となっております。

当協会は、「環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の環境対策並びに環境保全に寄与すること」を目的としております。

環境計量に関する技術講演会及び各種研修会の開催、クロスチェックの実施、技術事例発表会の開催などによって、分析精度向上、技術力の向上に努めるとともに、各種委員会活動や関係団体との交流を通じて、環境計量のプロとして不断の努力と研鑽を積み重ねております。

本年度の「千環協案内」では、当協会会員事業所の最新の業務案内を掲載するとともに、参考資料として「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」、「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」、「労働安全衛生法の解説について」および「JA等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて」に関する改正情報やお知らせ等を関係省庁のホームページから、引用・掲載いたしました。各方面でご活用いただければ幸いと存じ、ご案内申し上げます。

平成26年11月

千葉県環境計量協会
会長 野口 康成

1.	業務内容	1～10
	千葉県環境計量協会について	3
	千葉県環境計量協会の組織及び事業活動	4
	千葉県環境計量協会規約	5～7
	表彰規定	8～9
	千葉県環境計量協会倫理綱領	10
2.	会員名簿	13～20
3.	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 資料：-解体工事を始める前に- ※環境省ホームページより引用	23～26
4.	「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」の改訂について 資料：要調査項目リスト ※環境省ホームページより引用	27～33
5.	労働安全衛生法の解説について 資料：労働安全衛生法が改正されます ※厚生労働省ホームページより引用	34～38
6.	JA 等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて 資料：土壌診断事業と計量法に関する Q&A ※農林水産省ホームページより引用	39～53

1. 業 務 内 容

千葉県環境計量協会について

(略称:千環協)

I 設立趣旨

本会は、環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の公害対策並びに環境保全に寄与することを目的として設立された団体であります。

II 設立及び構成

昭和 51 年 6 月 25 日に設立され、千葉県知事に環境計量証明事業の登録をした 7 事業所により発足、構成会員は平成 25 年 10 月現在、正会員 53 事業所、賛助会員 7 事業所となっております。

III 事業内容

当協会は、主として次の事業を実施しておりますが、その活動方法は全会員が五つの委員会のいずれかに所属し、全員参加ですすめております。

1. 総務委員会

(1) 会員従業員を含むレクリエーション行事の開催

2. 経営・業務委員会

- (1) 会員ガイドの発行（会員事業所毎の人員、設備・証明分野・業務実績の紹介）
- (2) 会員の事業実態の把握とまとめ
- (3) 人材育成、組織の活性化等、経営に関する諸問題の検討
- (4) 先端研究所等、事業所訪問による紹介

3. 技術委員会

- (1) クロスチェック分析の実施
- (2) 定量限界値の統一等の研究
- (3) 計量機器管理の検討
- (4) 技術研究発表会の開催

4. 教育・企画委員会

- (1) 研修見学会、講演会の開催
- (2) 実務者技術フォーラムの開催

5. 広報・情報委員会

- (1) 会報の発行
- (2) 各種情報の提供

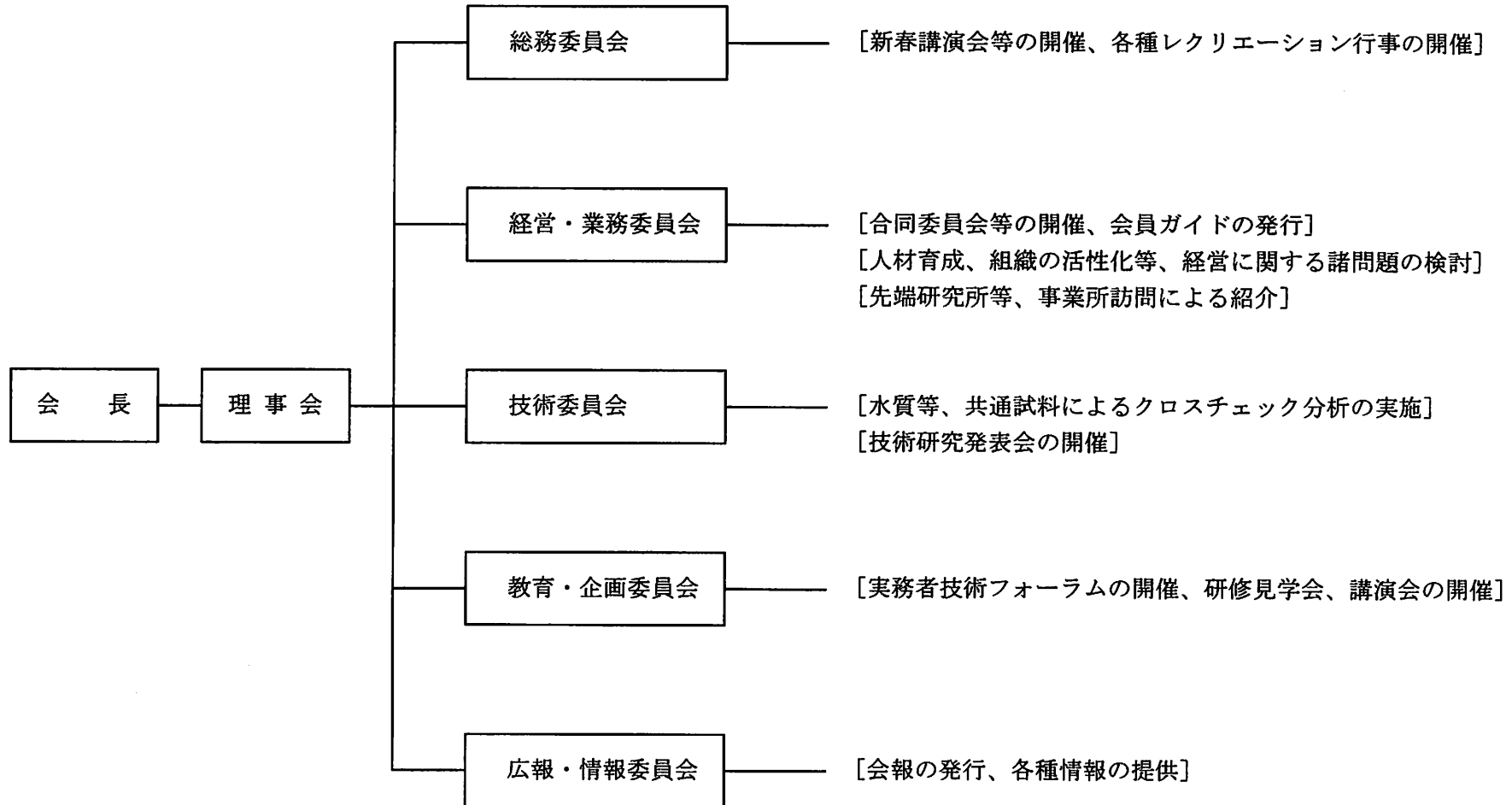
IV 中央団体との関係

社団法人日本環境測定分析協会の活動に参画及び千葉県計量協会に加入して、共済事業を実施するほか、各種事業に参加並びに新技術の情報提供を受けております。

また、近隣協議会（東京・神奈川・埼玉）とは、首都圏環境計量協議会連絡会を組織し、各種事業に参画しております。

千葉県環境計量協会の組織及び事業活動

(略称：千環協)



千葉県環境計量協会規約

第 1 章 総 則

(目的及び基本理念)

第 1 条 本会は環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と親睦に努め、かつ関係諸機関との連携を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。また、別途定める倫理綱領に基づき、環境計量証明事業者として継続的に信頼性を確保し、社会的責任を果たすことを基本理念とする。

(名 称)

第 2 条 本会は千葉県環境計量協会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は事務所を千葉県内におき、所要の職員をおくことができる。

(事 業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境計量証明事業の進歩改善に関すること
- (2) 環境計量技術の向上に関すること
- (3) 環境計量に関する教育・訓練・指導に関すること
- (4) 環境計量に関する情報、資料を収集し提供すること
- (5) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2. 正会員は千葉県に登録した濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とする。

3. 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。

(入 会)

第 6 条 入会を希望するものは、所定の申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 7 条 会員が本会を退会しようとするときは、事前に文書をもって本会に届出なければならない。

2. 会員が次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の決定により本会を退会するものとする。

- (1) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 著しく本会の名誉を毀損したとき
- (3) 著しく会費を滞納したとき
- (4) 会員である法人が解散したとき

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、すでに納入した入会金及び会費については退会等の理由にかかわらず、返還しない。

第 2 章 役員

(役員)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第 10 条 理事及び監事は総会において正会員中より選出する。ただし、任期途中にて同一会員事業所内での役員の交代については理事会にて承認する。

(役員職務)

第 11 条 会長は会を代表して会の業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は業務の円滑な選管にあたる。
4. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦した者を会長が委嘱する。

2. 顧問は本会の運営又は事業会務につき、会長の諮問に応ずる。
3. 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

第 3 章 会議

(会議)

第 14 条 会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(総会の開催)

第 15 条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回以上開催する。

臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし会員の3分の1以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

(総会の成立)

第 16 条 総会は正会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 17 条 総会の議事は出席正会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第 19 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他理事会において必要と認めた事項
- (理事会の開催と議事)

第 20 条 理事会は会長が必要と認めるときに開催し、規約に定めてある事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべきこと
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
2. 理事会は理事の2分の1以上の出席により成立する。
 3. 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。
 4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

第 4 章 資産会計等

(経 費)

第 21 条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2. 入会金、会費については理事会の議を経て総会で決定する。また必要ある場合は臨時会費を徴収することができる。既納の入会金、会費は返戻しない。

(資産の管理)

第 22 条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第 24 条 本会の収支予算及び決算は理事会の同意を得て会長が作成し、決算については監事の監査を受けた後、ともに総会の議決を得なければならない。

第 5 章 雑 則

(解 散)

第 25 条 本会は理事の3分の2以上の同意を得、総会において正会員の3分の2以上の賛成により議決した場合は解散する。

(施行細則)

第 26 条 この規約の施行についての細則は理事会において別に定める。

附 則

この規約の改正は平成6年4月28日から施行する。

この規約の改正は平成19年4月21日から施行する。

表彰規定

(総則)

第1条 この規定は、千葉県環境計量協会（以下「協会」という。）の発展、技術の進歩に著しく貢献した、法人および個人に対して表彰などを行う場合について定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に掲げるものを対象として行う。

1. 協会会員。（以下「会員」という。）
2. 前号会員に所属する個人。
3. 協会役員、顧問。（以下「役員等」という。）
4. その他協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者。

(選定の基準)

第3条 表彰規定の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 協会事業の運営、推進ならびに技術の進歩、改善に多大の貢献をした者。
2. そのほか、会長が必要により定めた基準に該当する者。

(表彰選考機関等)

第4条 協会規約第20条の規定に基づく理事会が、被表彰者を選考する。

2. 理事会は、次の各号による書類に基づき選考を行う。
 1. 表彰者の氏名および経歴。
 2. 表彰の対象とする業績及び理由等。
 3. 前項の書類は、理事会が妥当と認めた推薦者が作成し、理事会に提出する。

(被表彰者の決定)

第5条 会長は、理事会の選考結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、次の第1号による行うほか、第2号を併せて行う事ができる。

1. 表彰状の授与
2. 記念品の贈呈

(感謝状の授与)

第7条 会長が必要と認めた場合は、第2条以下の各規定を準用して感謝状を授与する事ができる。

(主務官公庁への表彰等の具申)

第8条 会長は、この規定により表彰を受けた者で、特に業績が顕著である者については、主務官公庁等の長に対し、表彰等を具申することができる。

(その他)

第9条 この規定を実施するため必要な事項については別に定める。

附則

1. この規定は、平成9年4月1日から適用する。

千葉県環境計量協会倫理綱領

2007.4.20 制定

千葉県環境計量協会の会員事業所は、環境計量証明事業者として業務の信頼性を継続的に確保し、社会的責任を果たすことを基本理念として、以下の倫理綱領に基づき事業活動を行う。

1) 法令等の順守

計量法その他全ての関係法令の目的を十分に理解し、法令等で定められた基準、要求事項及び社会的規範を常に順守する。

2) 公明・正大な活動

会員は事実を尊重し、公明・正大な活動を基本として常に中立的かつ客観的な立場で対応すると共に、自らの行動に責任を持つ。

3) 技術の向上

適正な計量管理の実施を常に心がけると共に、環境分析に関する専門機関として自らの技術の研鑽、専門能力の維持・向上に努める。

4) 機密の保持

会員は業務上知りえた個人情報、顧客情報等を、厳重かつ適正に管理する。

5) 環境問題への対応

会員は環境保全に関連する事業者として、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組む。

6) 外部との連携

常に会員、関係機関との連携を図り、協会の発展に寄与すると共に、社会との調和と共存を図るため、情報発信を積極的に実施し、社会とのコミュニケーションを深め信頼関係を構築する。

2. 会 員 名 簿

(正 会 員 51 事業所)

(賛助会員 7 事業所)

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
アエスト環境㈱ 代表取締役 三澤 剛	〒270-2221 千葉県松戸市紙敷一丁目 30番地の2 TEL 047-389-6111 FAX 047-389-3366	三澤 剛	○	○	○			上	
旭硝子㈱ 千葉工場 工場長 平岡 正司 (ホームページアドレス) http://www.agc.co.jp/	〒290-8566 市原市五井海岸10番地 TEL 0436-23-3149 FAX 0436-23-3126	CSR室品質保証統括G 平野 敬宏	○	○	○			産	
イカリ消毒㈱ LC環境検査センター 所長 田近 五郎 (ホームページアドレス) http://www.ikari.co.jp e-mail:kanka@ikari.co.jp	〒275-0024 千葉県習志野市茜浜1-5-10 TEL 047-452-6718 FAX 047-452-6720	環境分析G 水柿 貴史 (E.メールアドレス) t-mizugaki@ikari.co.jp	○	○	○			環・上	
㈱出光プラントック千葉 代表取締役社長 長 英連 (ホームページアドレス) http://www.idemitsu.co.jp/factory/chiba/profile/ip.html	〒299-0192 市原市姉崎海岸2番地1 TEL 0436-60-1734 FAX 0436-60-1902	事業一部試験一課 栗澤 秀典 (E.メールアドレス) hidenori.kurisawa@idemitsu.com	○	○				環・試	
㈱上総環境調査センター 代表取締役 浜田 康雄 (ホームページアドレス) http://www.kazusakankyo.co.jp/ e-mail:post@kazusakankyo.co.jp	〒292-0834 千葉県木更津市潮見2-12 TEL 0438-36-5001 FAX 0438-36-5073	業務部営業課 三上 正 (E.メールアドレス) eigyuu@kazusakankyo.co.jp	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試	
㈱加藤建設 ジオテクノロジー事業部 技術課 課長 伊藤 浩邦 (ホームページアドレス) http://www.kato-kensetu.co.jp	〒284-0001 四街道市大日字大作岡1097-7 TEL 043-304-2399 FAX 043-304-2665	ジオテクノロジー事業部 技術課 主任 平山千恵子 (E.メールアドレス) chi.hirayama@kato-kensetu.co.jp		○	○			試	
㈱環境管理センター 東関東支社 執行役員支社長 青木 鉄雄 (ホームページアドレス) http://www.kankyo-kanri.co.jp/	〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野5-44-3 TEL 043-300-3300 FAX 043-300-3312	技術営業部長 山本 重俊 (E.メールアドレス) syamamoto@kankyo-kanri.co.jp	○	○	○	※	○	産・悪 環・作 上・試	
㈱環境コントロールセンター本社 代表取締役 松尾 博之 (ホームページアドレス) http://www.e-c-c.co.jp/ e-mail:info@e-c-c.co.jp	〒260-0806 千葉市中央区宮崎1-22-10 TEL 043-265-2261 FAX 043-261-0402	飛田 誠 永友 康浩 (E.メールアドレス) mtobita@e-c-c.co.jp ynagatomo@e-c-c.co.jp	○	○				産・上	
㈱環境測定センター 代表取締役社長 小野 博利 (ホームページアドレス) http://kansoku.jp e-mail:onohi@kansoku.jp	〒262-0023 千葉市花見川区検見川町 3-316-25 TEL 043-274-1031 FAX 043-274-1032	鈴木 健一 (E.メールアドレス) onohi@kansoku.jp	○	○					

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
基礎地盤コンサルタンツ(株) 代表取締役 岩崎 公俊 (ホームページアドレス) http://www.kiso.co.jp e-mail:utsugi.koichi.norihiro@kiso.co.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町51 基礎地盤コンサルタンツ(株)ジオエンジニアリングセンター内計量証明事業所 TEL 043-298-6310 FAX 043-250-4542	東京都江東区東陽3-22-6 基礎地盤コンサルタンツ(株) 関東支社 環境技術センター 打木 弘一 (E.メールアドレス) utsugi.koichi@kiso.co.jp							環・試	
キッコマン(株) 環境・安全分析センター 環境・安全分析センター長 半谷 吉識 (ホームページアドレス) http://www.kikkoman.co.jp	〒278-0037 野田市野田350 TEL 04-7123-5063 FAX 04-7123-5904	古矢 光男 (E.メールアドレス)		○					産・上	
(有)君津清掃設備工業 濃度計量証明事業所 取締役社長 松尾 昭憲 (ホームページアドレス) http://www.kss3194.co.jp e-mail:info@kss3194.co.jp	〒299-0236 袖ヶ浦市横田3954 TEL 0438-75-3194 FAX 0438-75-7029	嘉数 良規 (E.メールアドレス) info@kss3194.co.jp			○					
(株)ケーオーエンジニアリング 代表取締役 小栗 勝 (ホームページアドレス) http://www.ko-e.co.jp e-mail:info@ko-e.co.jp	〒277-0827 千葉県柏市松葉町2-11-10 TEL 04-7133-0142 FAX 04-7133-0131	営業部 小栗 隼人 (E.メールアドレス) info@ko-e.co.jp	○	○	※	※	○	○		
(株)ケミコート 代表取締役社長 中川 完司 (ホームページアドレス) http://www.chemicoat.co.jp	〒283-0826 東金市丘山台 1-14 TEL 0475-86-6512 FAX 0475-50-7800	技術開発部 代田 和宏 (E.メールアドレス) k-sirota@chemicoat.co.jp			○					
(株)建設技術研究所 東京本社 河川部 水質試験室長 天野 光歩 (ホームページアドレス) http://www.ctie.co.jp e-mail:mt-amano@ctie.co.jp	〒278-0022 野田市山崎728-6 TEL 04-7121-2021 FAX 04-7121-2022	平田 治 (E.メールアドレス) o-hirata@ctie.co.jp			○	○		※	※	環・上 試
公害計器サービス(株) 代表取締役 佐藤 政敏 (ホームページアドレス) http://www.h2.dion.ne.jp/~kks-home/ e-mail:kks-sato@w6.dion.ne.jp	〒290-0042 千葉縣市原市出津7番地8 TEL 0436-21-4871 FAX 0436-22-1617	北沢 久和 (E.メールアドレス)	○							
(株)合同資源 千葉事業所 常務取締役 千葉事業所長 山ノ井 敏夫 (ホームページアドレス) http://www.godoshigen.co.jp/	〒299-4333 長生郡長生村七井土1365 TEL 0475-32-1111 FAX 0475-32-2205	技術研究所 工藤 潤 (E.メールアドレス) j.kudou@godoshigen.co.jp	○	○	○					

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音圧		振動・ 加速度
			大気	水質	土壌	特・計			
(株)三造試験センター 東部事業所 取締役所長 松本 正文 (ホームページアドレス) http://www.tamano.or.jp/usr/trcpost/ e-mail:matumotm@mes.co.jp	〒290-0067 千葉県市原市八幡海岸通1 TEL 0436-43-8931 FAX 0436-41-1256	化学環境分析Gr 田辺 善昭 (E.メールアドレス) tanabey@mes.co.jp	○	○	○		※	※	産・作 試
JFEテクノロジー(株) 千葉事業部 取締役事業部長 千野 淳 (ホームページアドレス) http://www.jfe-tec.co.jp/	〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1 TEL 043-262-2313 FAX 043-262-2199	岩瀬 和哉 (E.メールアドレス) k-iwase@jfe-ktc.co.jp	○	○	○				産・作 試
(株)ジオソフト 代表取締役 鈴木 民夫 (ホームページアドレス) e-mail:info@geosoft.co.jp	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺1-2-11 TEL 043-270-1261 FAX 043-270-1815	鈴木 民夫 (E.メールアドレス) info@geosoft.co.jp					○	○	環・試
習和産業(株) 代表取締役 服部 眞 (ホームページアドレス) http://www.e-shuwa.jp/	〒275-0001 習志野市東習志野3-15-11 TEL 047-477-5300 FAX 047-478-6454	安田 喜孝 (E.メールアドレス) yasuda-yoshitaka@hitachi-ies.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 環・作 上
水 i n g(株) 袖ヶ浦薬品事業所 所長 三山 義輝 (ホームページアドレス) http://www.swing-w.com	〒299-0267 袖ヶ浦市中袖35 TEL 0438-63-8700 FAX 0438-60-1171	環境薬品技術室 高橋 広治 (E.メールアドレス) takahashi.kohji@swing-w.com		○	○				産・悪 上・試
(株)杉田製線 市川工場 代表取締役社長 杉田 光一 (ホームページアドレス) http://www.sugitawire.co.jp/	〒272-0002 市川市二俣新町17番地 TEL 047-327-4517 FAX 047-328-6260	化成品グループ 木村 成夫 (E.メールアドレス) s-kimura@sugitawire.co.jp			○	○			産
(株)住化分析センター 千葉事業所 理事所長 田中 浩三 (ホームページアドレス) http://www.scas.co.jp	〒299-0266 袖ヶ浦市北袖2-1 TEL 0438-63-6920 FAX 0438-63-6921	千葉営業部 保坂 典男 (E.メールアドレス) hosaka@scas.co.jp	○	○	○	※	※	※	産・悪 作・試
住友大阪セメント(株) セメント・コンクリート研究所 環境技術センター 所長 小澤 聡 (ホームページアドレス) http://www.soc.co.jp	〒274-8601 船橋市豊富町585 TEL 047-457-0751 FAX 047-457-7871	金井 謙介 (E.メールアドレス) kkanai@soc.co.jp		○	○		○		

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
セイコーアイ・テクノリサーチ(株) 代表取締役社長 中島 邦雄 (ホームページアドレス) http://www.sii.co.jp/sitr/index.html e-mail: techno.chem@sii.co.jp	〒270-2222 千葉県松戸市高塚新田563 TEL 047-391-2298 FAX 047-392-3238	土井 保臣 (E.メールアドレス) techno.chem@sii.co.jp	○	○	○				産・作 試
(株)総合環境分析研究所 代表取締役 高野 俊之	〒271-0067 松戸市樋野口616 TEL 047-363-4985 FAX 047-363-4985	代表取締役 高野 俊之	○						
(株)太平洋コンサルタント 代表取締役社長 下山 善秀 (ホームページアドレス) http://www.taiheiyo-c.co.jp/ yoshihide_shimoyama@taiheiyo-c.co.jp	〒285-0802 千葉県佐倉市大作2-4-2 TEL 043-498-3890 FAX 043-498-3919	分析技術部長 長濱 剛 (E.メールアドレス) tsuyoshi_nagahama@taiheiyo-c.co.jp	○	○	○	○			産・作 試
(株)ダイワ 千葉支店長 菅谷 光夫 (ホームページアドレス) http://www.daiwa-eco.com e-mail:daiwa-ch@bc.wakwak.com	〒283-0062 東金市家徳238番地の3 TEL 0475-58-5221 FAX 0475-58-5415	菅谷 光夫 (E.メールアドレス) daiwa-ch@bc.wakwak.com	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・作 上・試
(株)千葉分析センター 代表取締役 周 熙順 (ホームページアドレス) http://www.chiba-bunseki.co.jp e-mail:bunseki@chiba-bunseki.co.jp	〒276-0045 八千代市大和田123番地6 TEL 047-455-3513 FAX 047-484-5340	末松 大司 (E.メールアドレス) bunseki@chiba-bunseki.co.jp	○	○	○				産・試
中外テクノス(株) 関東環境技術センター 所長 沖室 桂治 (ホームページアドレス) http://www.chugai-tec.co.jp/	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-2-16 TEL 043-295-1101 FAX 043-295-1110	営業部 羽根 司 (E.メールアドレス) t.hane@chugai-tec.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試
(株)中研コンサルタント 船橋技術センター センター長 内田 美生 (ホームページアドレス) http://www.chuken.co.jp/ e-mail:yuchida@chuken.co.jp	〒274-0053 船橋市豊富町585 TEL 047-457-3628 FAX 047-457-6284	材料部 分析評価グループ 秋山 達志 (E.メールアドレス) takiyama@chuken.co.jp	○	○	○				試
月島機械(株) 開発本部 研究所 研究所 所長 三輪 浩司 (ホームページアドレス) http://www.tsk-g.co.jp e-mail:ke_suzuki@tsk-g.co.jp	〒272-0127 市川市塩浜1-12 TEL 047-359-1653 FAX 047-359-1663	研究所 分析グループ 鈴木 健治 (E.メールアドレス) ke_suzuki@tsk-g.co.jp	○	○	○				産・上 試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
(株)東京化学分析センター 代表取締役社長 森本 薫子 (ホームページアドレス) http://www.tcac.co.jp e-mail:info@tcac.co.jp	〒299-0044 千葉県市原市玉前西2丁目1番地52 TEL 0436-21-1441 FAX 0436-21-5999	営業事務 鈴木 典子 (E.メールアドレス) suzuki123x@tcac.co.jp	○	○	○				産・悪 上・試
東京公害防止(株) 代表取締役社長 小野 次男	〒277-0863 柏市豊四季508-53 TEL 04-7174-6446 FAX 04-7174-4625	専務取締役 小野 真一 (E.メールアドレス) shinichi-ono@tk-b.co.jp	○	○	○				産・環 上・試
東京パワーテクノロジー(株)分析センター センター長 高橋 堅 (ホームページアドレス) http://www.tokyo-pt.co.jp e-mail:takahashi-tsuyoshi@tokyo-pt.co.jp	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-3-6 TEL 043-295-8405 FAX 043-295-8407	福田 茂晴 (E.メールアドレス) fukuda-shigeharu@tokyo-pt.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 環・作 上・試
東洋テクノ(株) 代表取締役社長 久保田 隆 (ホームページアドレス) http://www.shokokai.or.jp/12/1240711000/index.htm e-mail:long-kubota@nifty.com	〒289-1516 山武市松尾町田越328-1 TEL 0479-86-6636 FAX 0479-86-6624	代表取締役 久保田 隆 (E.メールアドレス) long-kubota@nifty.com	○	○	○				産・環 上・試
(株)永山環境科学研究所 代表取締役社長 永山 瑞男 (ホームページアドレス) http://www.ngym.co.jp e-mail:info@ngym.co.jp	〒273-0123 千葉県鎌ヶ谷市南初富1-8-36 TEL 047-445-7277 FAX 047-445-7280	永山 貴生 (E.メールアドレス) info@ngym.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試
日廣産業(株) 環境技術センター 所長 杉本 剛士 e-mail:sugimoto0418nikko@train.ocn.ne.jp	〒260-0826 千葉市中央区新浜町1番地 TEL 043-266-1221 FAX 043-266-1220	所長 杉本 剛士 (E.メールアドレス) sugimoto0418nikko@train.ocn.ne.jp		○	○				
(株)日曹分析センター 千葉事業所 所長 高嶋 一英 (ホームページアドレス) http://www.ncas.co.jp/ e-mail:info@ncas.co.jp	〒290-0045 市原市五井南海岸12-54 TEL 0436-23-2149 FAX 0436-23-4982	松本 仁志 (E.メールアドレス) h-matsumoto@ncas.co.jp	※	○	○				産・作 上・試
日鉄住金環境(株) 分析ソリューション事業本部 取締役常務執行役員事業本部長 下浦 康弘 (ホームページアドレス) http://www.eco-tech.nssmc.com e-mail:techno_kanri@eco-tech.nssmc.com	〒292-0825 木更津市畑沢1-1-51 君津センター TEL 0438-36-5911 FAX 0438-36-5914	安藤 淳 (E.メールアドレス) a_ando@eco-tech.nssmc.com	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
日鉄住金テクノロジー(株) 富津事業所 田中 富三男 (ホームページアドレス) http://www.nsst.nssmc.com	〒293-0011 千葉県富津市新富20-1 TEL 0439-80-2691 FAX 0439-80-2730	山本 祐輔 (E.メールアドレス) yamamoto-yusuke@nsst.jp	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・試
菱冷環境エンジニアリング(株) 代表取締役 丸山 孝彦 (ホームページアドレス) http://www.kentetsu.co.jp/nke/	〒272-0127 千葉県市川市塩浜3-12 TEL 047-318-7001 FAX 047-318-7021	水処理技術本部 開発課 酒井 祐介 (E.メールアドレス) yusuke-sakai@melplant.co.jp		○					
㈱日本公害管理センター 千葉支店 支店長 幸田 亘道 (ホームページアドレス) http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/reec/ e-mail:nkkc-chiba@nctv.co.jp	〒286-0134 成田市東和田348-1 TEL 0476-24-3438 FAX 0476-24-2096	磯部 利行 (E.メールアドレス) nkkc-chiba@nctv.co.jp	※	※	※		○	○	産・作
㈱日立プラントサービス 分析技術センタ センタ長 内富 康成 (ホームページアドレス) http://www.hitachi-hps.co.jp/	〒271-0064 松戸市上本郷537 TEL 047-365-3840 FAX 047-367-6921	営業グループ 堤 兼資郎 (E.メールアドレス) kenshiro.tsutsumi.vo@hitachi.com	○	○	○		○	○	産・悪 作・上・試
公益社団法人船橋市清美公社 理事長 湯浅 勇 (ホームページアドレス) http://www.seibikosya-funabashi.com/ e-mail:k.matsumoto@seibikosya-funabashi.com	〒273-0016 船橋市潮見町19-7 TEL 047-431-3796 FAX 047-433-6788	分析センター 湯浅 勇樹 (E.メールアドレス) k.matsumoto@seibikosya-funabashi.com	○	○	○				上
㈱古河電工アドバンスエンジニアリング 代表取締役社長 廣野 浩己 (ホームページアドレス) http://www.furukawa-ae.jp e-mail:eigyo@feae.co.jp	〒290-0067 千葉県市原市八幡海岸通6 TEL 0436-42-1608 FAX 0436-42-1796	環境エンジニアリング課 中嶋 陽一 (E.メールアドレス) nakajima@feae.co.jp	○	○	○				作
㈱三井化学分析センター 市原事業所長 丹 弘明 (ホームページアドレス) http://www.mcanac.co.jp	〒299-0108 市原市千種海岸3番地 TEL 0436-62-9490 FAX 0436-62-8294	化学分析G 近田 一幸 (E.メールアドレス) kazuyuki.konda@mitsui-chem.co.jp		○	○				試
㈱ユーベック 代表取締役社長 飯塚 嘉久 (ホームページアドレス) http://www.ubec.co.jp/ e-mail:info@ubec.co.jp	〒292-0004 千葉県木更津市久津間613番地 TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7876	業務部 川岸 決男 (E.メールアドレス) info@ubec.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 作・上 試
ヨシザワLA(株) 環境分析センター 代表取締役社長 佐久本 明 (ホームページアドレス) http://www.yoshizawa-la.co.jp	〒277-0804 柏市新十倉二17-1 TEL 04-7131-4122 FAX 04-7131-4124	環境分析センター 結城 清崇 (E.メールアドレス) yuuki@yoshizawa-la.co.jp		○	○				

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
ライト工業(株) 技術研究所 所長 飯尾 正俊 (ホームベージアドレス) http://www.raito.co.jp	〒274-0071 船橋市習志野4-15-6 TEL 047-464-3611 FAX 047-464-3613	飯尾 正俊 (E.メールアドレス) imasa@raito.co.jp		○	○				

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録
 産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注) その他
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度	
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
(有)ケーズオフィス 代表取締役 川添 公貴 (ホームページアドレス) http://www.kz-office.co.jp/ e-mail:mail@kz-office.co.jp	〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3 TEL 043-233-8967 FAX 043-233-8960	川添 公貴 (E.メールアドレス) mail@kz-office.co.jp							
(株)コスモス テクノアソシエイト事業部 事業部長 柴田 美保子 (ホームページアドレス) http://www.cosmos-flw.co.jp e-mail:shibata@cosmos-flw.co.jp	〒260-0028 千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル7F TEL 043-248-2391 FAX 043-248-2071	菊地 正輝 (E.メールアドレス) m-kikuchi@cosmos-flw.co.jp							
(株)東京科研 千葉営業所 所長 高比良 清高 (ホームページアドレス) http://www.tokyokaken.co.jp e-mail:takahira@tokyokaken.co.jp	〒260-0842 千葉県千葉市中央区南町 3-16-30 TEL 043-263-5431 FAX 043-263-5433	松島 光太郎 (E.メールアドレス) matsushima@tokyokaken.co.jp							
東京テクニカル・サービス(株) 代表取締役 吉池 南 (ホームページアドレス) http://www.tts-4u.co.jp e-mail:tokyo@tts-4u.co.jp	〒279-0022 浦安市今川4-12-38-1 TEL 047-354-5337 FAX 03-5667-1084	守松 昭男 (E.メールアドレス) tokyo@tts-4u.co.jp	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試
ビーエルテック(株) 代表取締役 川本 和信 (ホームページアドレス) http://www.bl-tec.co.jp e-mail:contact@bl-tec.co.jp	〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 14-15 マツモトビル4F TEL 03-5847-0252 FAX 03-5847-0255	秋月 晃 (E.メールアドレス) akizuki@bl-tec.co.jp							
松田産業(株) 代表取締役 松田 芳明 (ホームページアドレス) http://www.matsuda-sangyo.co.jp e-mail:akiya-t@matsuda-sangyo.co.jp	〒176-0011 東京都練馬区豊玉上2-2-5 TEL 03-3993-3301 FAX 03-3948-0024	環境事業部 東京第一営業所 秋谷 輝久 (E.メールアドレス) e-mail:akiya-t@matsuda-sangyo.co.jp							
ユーロフィン日本環境(株) 千葉営業所 所長 宮本 敦夫 (ホームページアドレス) http://www.n-kankyo.com/ e-mail:a-miyamoto@n-kankyo.com	〒262-0031 千葉市花見川区武石町 1-534-1 TEL 043-296-2272 FAX 043-296-2273	本社、プロセス改善部 品質保証グループ 江口誠一朗 (E.メールアドレス) s-eguchi@n-kankyo.com	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

3. 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

資料:-解体工事を始める前に-

(※環境省ホームページより引用)

4. 「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」の改訂について

資料: 要調査項目リスト

(※環境省ホームページより引用)

5. 労働安全衛生法の解説について

資料: 労働安全衛生法が改正されます

(※厚生労働省ホームページより引用)

6. J A等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて

資料: 土壌診断事業と計量法に関するQ & A

(※農林水産省ホームページより引用)

報道発表資料

平成26年5月7日

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」の公布及びそれに対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について（お知らせ）

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」が本日5月7日（水）に公布されましたのでお知らせいたします。

併せて、平成26年1月31日（金）から平成26年3月2日（日）までの間に実施した意見募集（パブリックコメント）の結果についてもお知らせいたします。

1. 改正の趣旨

中央環境審議会の「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（以下「答申」という。）を受け、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）が平成25年6月21日に公布され、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）について以下の事項が改正されました。

- (1) 特定工事の実施の届出義務者を受注者から発注者及び自主施工者に変更
- (2) 解体等工事の受注者に対し事前調査並びに調査結果の説明及び掲示の義務付け
- (3) 都道府県知事等による立入検査等の対象拡大

また、答申において、集じん・排気装置等の性能を確保することについて検討する必要があるとされたため、アスベスト大気濃度調査検討会において、建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法、測定結果の評価方法等に関する技術的な検討を行い、平成25年10月にその結果を取りまとめました。

以上を踏まえ、大気汚染防止法施行規則の改正を行いました。

2. 改正の概要（詳細は別添1及び2のとおり）

- (1) 特定粉じん排出等作業の実施の届出の添付書類に記載する事項の見直しを行う。
- (2) 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事を規定する。
- (3) 解体等工事に係る説明の時期を規定する。
- (4) 解体等工事に係る説明の事項を規定する。
- (5) 特定工事に係る説明の事項を規定する。
- (6) 解体等工事に係る掲示の方法を規定する。

- (7)解体等工事に係る掲示の内容を規定する。
- (8)作業基準の見直しを行う。
- (9)特定粉じん排出等作業の実施の届出の様式の見直しを行う。
- (10)必要な経過措置を設ける。

3. 施行期日

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日

4. 意見募集(パブリックコメント)の結果(詳細は別添3のとおり)

(1)意見提出者 17名・団体

(2)意見数 53件

提出者の属性

個人	1
事業者	6
地方公共団体	4
上記以外の団体	6

■ 添付資料

- [\(別添1\)大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令\[PDF 141.6 KB\]](#)
- [\(別添2\)新旧対照表\[PDF 366.4 KB\]](#)
- [\(別添3\)「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集\(パブリックコメント\)の結果について\[PDF 166.7 KB\]](#)

■ 連絡先

環境省水・大気環境局大気環境課

直通:03-5521-8293

代表:03-3581-3351

課長:難波 吉雄

課長補佐:渡辺 謙一(6533)

担当:秋元 篤史(6534)

—解体等工事を始める前に—

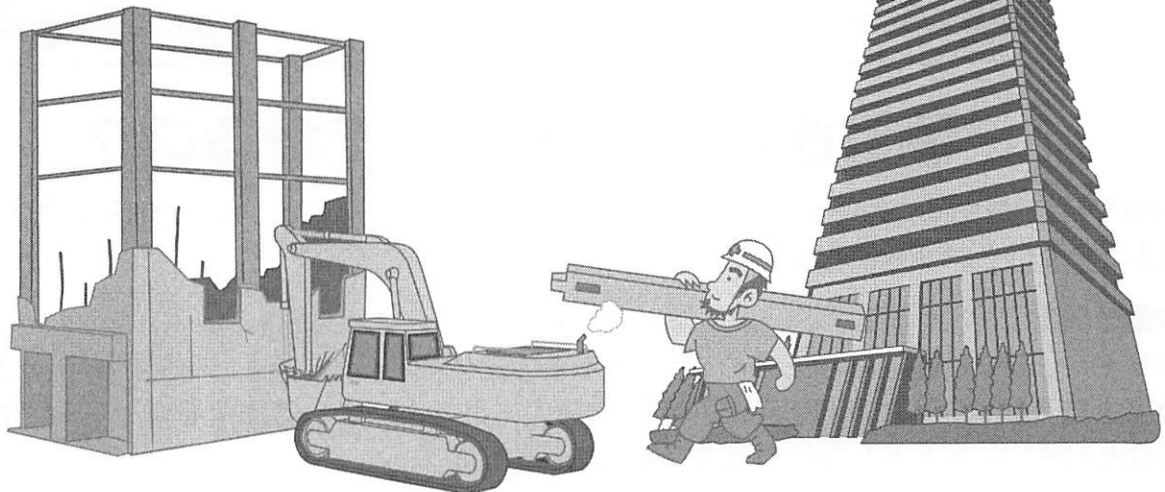
ご存知ですか？

届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。

改正大気汚染防止法に基づき、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部変更されました。

なぜ手続きが変更になったの？

「大気汚染防止法」では、石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、特定建築材料※が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守が必要となります。平成25年6月に石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、改正大気汚染防止法が公布されました。（平成26年6月までに施行）



※特定建築材料とは……

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。

【変更の主な理由】

- 解体現場等から石綿が飛散する事例があり、また建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されています。現場で監視に当たる地方公共団体から事前調査の義務付け等の要望が出されました。
- 平成23年に発生した東日本大震災の被災地でも石綿除去工事において、石綿の飛散事例が確認されました。
- 昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれます。

石綿（アスベスト）は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿の曝露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体工事等に伴う暴露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

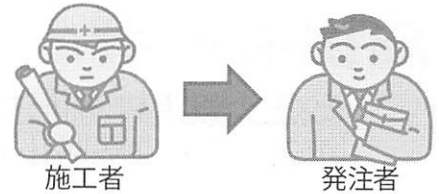
何が変更になったの？

改正大気汚染防止法に基づき、主に以下の内容が変更になりました。

【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業^(*)の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者又は自主施工者に変更されました。

*吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業



【解体等工事の事前調査及び説明の義務付け】

解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。



【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



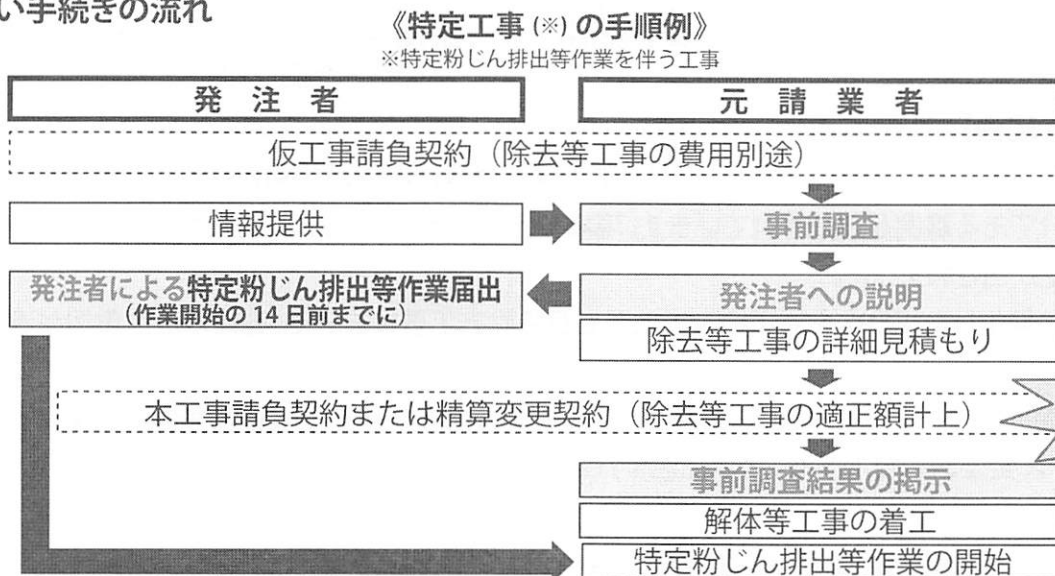
手続きはどのように変わるの？

建築物や工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、「改正大気汚染防止法」により、以下のように手続きが変更になります。

●作業の届出

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、工事の発注者又は自主施工者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める14日前までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

●新しい手続きの流れ



赤字が
変更部分



環境省

水・大気環境局 大気環境課
 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
 TEL 03-3581-3351(代表)内線6536 FAX 03-3580-7173
<http://www.env.go.jp/>

報道発表資料

平成26年3月31日

「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」の改訂について（お知らせ）

環境省は、今後の調査を進める際に優先的に知見の集積を図るべき物質のリストとして「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」を平成10年度に策定しており、このリストに基づき、環境省において全国の公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）等における水環境中の存在状況等の調査を進めています。今般、策定後はじめて、要調査項目リストの改訂を行いましたので、お知らせ致します。

1 要調査項目の改訂の概要

水環境を経由した多種多様な化学物質からの人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれを低減するため、あらかじめ系統的、効率的に対策を進める必要があるとの認識のもと、要調査項目として優先的に知見の集積を図るべき物質のリストを環境省において策定しています。具体的には、人の健康や水生生物に有害なおそれがあるものの環境リスクが比較的大きくない、または環境リスクが不明であるが環境中の検出状況等からみて環境リスクの知見の集積が必要な項目として、平成10年度に300項目を選定しているところです。

要調査項目リスト策定から15年が経過し、この間に、化学物質に関する各種法制度の改定、初期リスク評価の進展、生産・使用状況の変化等有害物質をとりまく状況が変化していることから、今般、要調査項目リストの見直しを実施した結果、別添のとおり208項目を新たな要調査項目として選定しました。

今後、選定した要調査項目について、毒性情報等の収集、水環境中の存在状況実態調査等を通じて、新たな知見の集積に努めるとともに、毒性情報等や水環境中の存在に係る新たな知見等を踏まえて、柔軟に見直していく予定です。

2 添付資料

本添付資料は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/press/index.php>)に掲載されます。

添付資料

- [別添:要調査項目リスト\[PDF 44KB\]](#)
- [参考資料1:環境基準項目、要監視項目、要調査項目の関係\[PDF 12KB\]](#)
- [参考資料2:要調査項目リストの見直しの方法等について\[PDF 60KB\]](#)
- [参考資料2-1:人の健康に係る項目の諸情報\[PDF 44KB\]](#)
- [参考資料2-2:水生生物への影響に係る項目の諸情報\[PDF 37KB\]](#)
- [参考資料2-3:改訂前の要調査項目リスト\[PDF 20KB\]](#)

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課

代表:03-3581-3351

直通:03-5521-8314

課長 : 宮崎 正信(内線6610)

課長補佐: 根木 桂三(内線6613)

担当 : 岡島 一徳(内線6625)

要調査項目リスト

人の健康に係る項目 137 項目、水生生物への影響に係る項目 105 項目、両方に該当する項目 34 項目、合計 208 項目。

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
1	亜塩素酸及びその塩	○	
2	アクリルアミド	○	
3	アクリル酸		○
4	アクリル酸エステル類	○	○
5	アセタミプリド		○
6	アセトアルデヒド	○	
7	アセトン	○	
8	アセトンシアンヒドリン		○
9	アセフェート	○	○
10	2-アミノピリジン	○	
11	アミノフェノール類		○
12	アルキル硫酸ナトリウム (C=16~18)		○
13	アルミニウム及びその化合物		○
14	アンモニア (または総アンモニア)		○
15	イソデカノール	○	○
16	イソブチルアルデヒド	○	
17	2-イソブトキシエタノール	○	
18	イソプレン	○	
19	(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン (別名：d-リモネン)		○
20	イソホロン (別名：3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセ-1-オン)	○	
21	イベルメクチン		○
22	イミダクロプリド		○
23	イミノクタジンアルベシル酸塩	○	
24	2-エチルヘキサン酸	○	
25	エチレングリコール (別名：1,2-エタンジオール)	○	
26	エチレングリコールモノアルキルエーテル及びアセテート類	○	
27	エチレンジアミン		○
28	エチレンジアミン四酢酸 (別名：EDTA)		○
29	2-(2-エトキシエトキシ) エタノール	○	
30	塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム		○
31	塩化エチル (別名：クロロエタン)	○	
32	塩化パラフィン	○	
33	塩化メチル	○	
34	塩素酸及びその塩	○	

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
35	1-オクタノール	○	
36	オリサストロビン	○	
37	過塩素酸及びその塩	○	
38	過酸化水素		○
39	カルシウムシアナミド		○
40	カルボフラン	○	
41	キザロホップエチル	○	○
42	ギ酸	○	
43	キャプタン	○	
44	銀及びその化合物		○
45	グリホサート	○	
46	グルホシネート	○	
47	クレゾール類		○
48	クロチアニジン		○
49	クロルピリホス	○	○
50	クロロアニリン類	○	
51	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン		○
52	クロロ酢酸類	○	
53	クロロニトロベンゼン類	○	○
54	コバルト及びその化合物	○	
55	酢酸ビニル	○	
56	三価クロム		○
57	酸化プロピレン (別名：プロピレンオキシド、1,2-エポキシプロパン)	○	
58	残留塩素	○	○
59	シアナジン	○	
60	シアナミド	○	
61	ジウロン (別名：DCMU)	○	
62	ジエタノールアミン	○	○
63	1,3-ジオキサラン	○	
64	シクロヘキサノン	○	
65	シクロヘキサン		○
66	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		○
67	ジクロベニル (別名：DBN)	○	
68	2,4-ジクロロトルエン		○
69	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	○	
70	ジクロロベンゼン類		○
71	ジシクロヘキシルアミン		○
72	ジスルホトン (別名：エチルチオメトン)	○	○
73	2,4-ジニトロフェノール	○	
74	ジネブ	○	
75	ジノテフラン		○
76	シハロホップブチル	○	○

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
77	ジフェニルアミン		○
78	ジフェニルエーテル		○
79	1,3-ジフェニルグアニジン		○
80	ジブチルスズ化合物	○	
81	2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール (別名：BHT)		○
82	ジベンジルエーテル		○
83	ジベンジルトルエン類	○	
84	2,4-ジ-tert-ペンチルフェノール		○
85	N,N-ジメチルアセトアミド	○	
86	N- [3- (ジメチルアミノ) プロピル] ステアルアミド	○	
87	ジメチルアミン	○	
88	ジメチルジスルフィド		○
89	N,N-ジメチルドデシルアミン		○
90	N,N-ジメチルドデシルアミン-N-オキシド		○
91	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン	○	○
92	ジメチルホルムアミド	○	
93	シメトリン	○	
94	臭化物イオン		○
95	臭素酸及びその塩	○	
96	ジラム	○	○
97	ジルコニウム及びその化合物	○	
98	水酸化テトラメチルアンモニウム	○	
99	セリウム及びその化合物	○	
100	ダイムロン	○	
101	タリウム及びその化合物	○	
102	チアクロプリド		○
103	チアジニル	○	
104	チアメトキサム		○
105	チオウレア	○	○
106	チオシクラム		○
107	チオフアネートメチル	○	○
108	2,4-D (別名：2,4-ジクロロフェノキシ酢酸)	○	○
109	デカン酸		○
110	1-デシルアルコール		○
111	テトラエチレンペンタミン		○
112	テトラヒドロメチル無水フタル酸		○
113	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール (別名：イソフィトール)		○
114	テブコナゾール	○	○
115	テフリルトリオン	○	
116	テレフタル酸ジメチル	○	○
117	テレフタル酸	○	
118	銅及びその化合物	○	○
119	1-ドデカノール		○

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
120	2- [(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート		○
121	ドデカン酸メチル		○
122	tert-ドデカンチオール		○
123	ドデシル硫酸ナトリウム		○
124	トリエタノールアミン	○	
125	トリエチレングリコールジメチルエーテル	○	
126	1,3,5-トリグリシジルイソシアヌラート	○	
127	トリクロサン及び塩素付加体	○	○
128	1,2,3-トリクロプロパン	○	
129	トリシクラゾール	○	
130	トリフルラリン	○	○
131	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		○
132	ナフタレン		○
133	二アクリル酸ヘキサメチレン (別名：1,6-ヘキサンジオールジアクリラート)		○
134	ニテンピラム		○
135	2,2',2''-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩	○	
136	ニトロソアミン類	○	
137	ニトロトルエン類	○	
138	ニトロベンゼン	○	
139	ニトロメタン	○	
140	1-ノナノール (別名：1-ノニルアルコール)		○
141	バナジウム及びその化合物	○	○
142	バリウム及びその化合物	○	
143	ヒドラジン	○	○
144	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル) ジホスホン酸		○
145	ヒドロキノン		○
146	ビフェニル		○
147	ピペラジン-1,4-ビス(カルボジチオ酸) ジカリウム	○	
148	ピラクロニル	○	
149	ピラゾレート	○	
150	ピリジン		○
151	ピロカテコール (別名：カテコール)	○	○
152	フェリムゾン	○	○
153	フェントラザミド	○	
154	フサライド	○	○
155	ブタクロール	○	
156	1,3-ブタジエン	○	
157	フタル酸エステル類	○	
158	2-ブタノンオキシム	○	
159	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	○	○
160	2-sec-ブチルフェノール		○

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
161	4-tert-ブチルフェノール		○
162	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		○
163	2-ブテナール		○
164	ブプロフェジン	○	
165	フルトラニル	○	○
166	プレチラクロール	○	○
167	プロシミドン	○	
168	4, 4'-(プロパン-2,2-ジイル) ジフェノール (別名：ビスフェノール A)		○
169	プロパン-1,2-ジオール	○	
170	プロベナゾール	○	
171	ブロモブチド	○	
172	ブロモプロパン類	○	
173	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム塩酸塩		○
174	ヘキサブロモシクロドデカン	○	
175	ノルマルヘキサン	○	
176	ベノミル	○	
177	ペルフルオロオクタン酸及びその塩 (別名：PFOA)	○	
178	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (別名：PFOS)	○	
179	ベンゾトリクロライド	○	
180	ベンゾビスクロン	○	
181	ベンゾ[a]ピレン	○	
182	ペンタクロロベンゼン	○	
183	ベンタゾン	○	
184	ペンディメタリン	○	
185	ポリ塩化ナフタレン	○	
186	ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニルエーテル		○
187	ポリ(オキシエチレン)ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		○
188	ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルエーテル		○
189	ポリカーバメート	○	○
190	ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(臭素数が4から10)	○	
191	ホルムアミド	○	
192	マラチオン (別名：マラソン)	○	○
193	マンゼブ	○	○
194	マンネブ	○	○
195	メタクリル酸	○	
196	メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル	○	○
197	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル		○
198	メタノール	○	
199	メチルアミン	○	
200	N-メチルジデカン-1-イルアミン		○
201	メチルナフタレン類		○

要調査 項目 番号	項目名	選定区分	
		人の 健康	水生 生物
202	N-メチル-2-ピロリドン	○	
203	メトミノストロビン	○	
204	メラミン (別名：2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン)	○	
205	モノエタノールアミン	○	
206	モリネート	○	
207	硫化水素		○
208	リン酸エステル類	○	○
項目数		137	105

労働安全衛生法の改正について

労働安全衛生法の改正について

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が第186回国会で成立し、平成26年6月25日に公布されました(平成26年法律第82号)。このページでは、改正労働安全衛生法についての情報を順次掲載していきます。

改正法令

- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)

[概要](#) [1,192KB]

[要綱](#) [123KB]

[条文](#) [155KB]

[新旧対照条文](#) [341KB]

- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成26年政令第325号)

[概要](#) [812KB]

[要綱](#) [19KB]

[条文](#) [21KB]

- ・労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第326号)

[概要](#) [395KB]

[要綱](#) [53KB]

[条文](#) [50KB]

[新旧対照条文](#) [92KB]

関連指針

関連通達等

[労働安全衛生法の一部を改正する法律について\(平成26年6月25日付け基発0625第4号\)](#) [239KB]

パンフレット等

[労働安全衛生法が改正されます](#) [1,111KB]

[改正労働安全衛生法Q&A集](#) [609KB]

← **今回添付**

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質※¹による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施※²が事業者の義務となります。

※¹ 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

※² リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務※³があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務※⁴となります。

※³ リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※⁴ 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール
「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）
をご活用ください！

○「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

○使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

2

ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

○常時使用する労働者に対して、**医師、保健師等※¹による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※²を実施することが事業者の義務となります。**（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※¹ ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※² 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

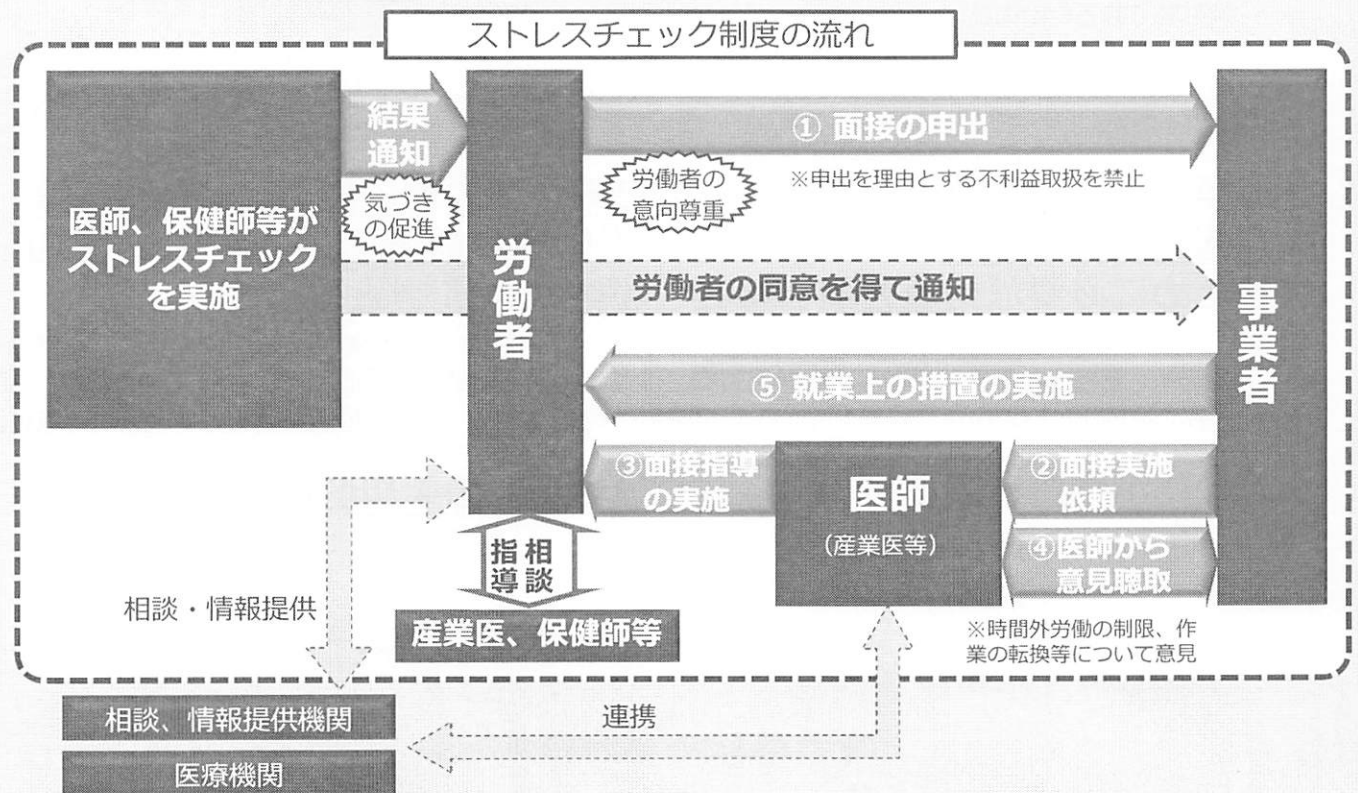
○**検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。**

○**検査の結果、一定の要件※³に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。**

※³ 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

○**面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※⁴を講じることが事業者の義務となります。**

※⁴ 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3

受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

- 中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

4

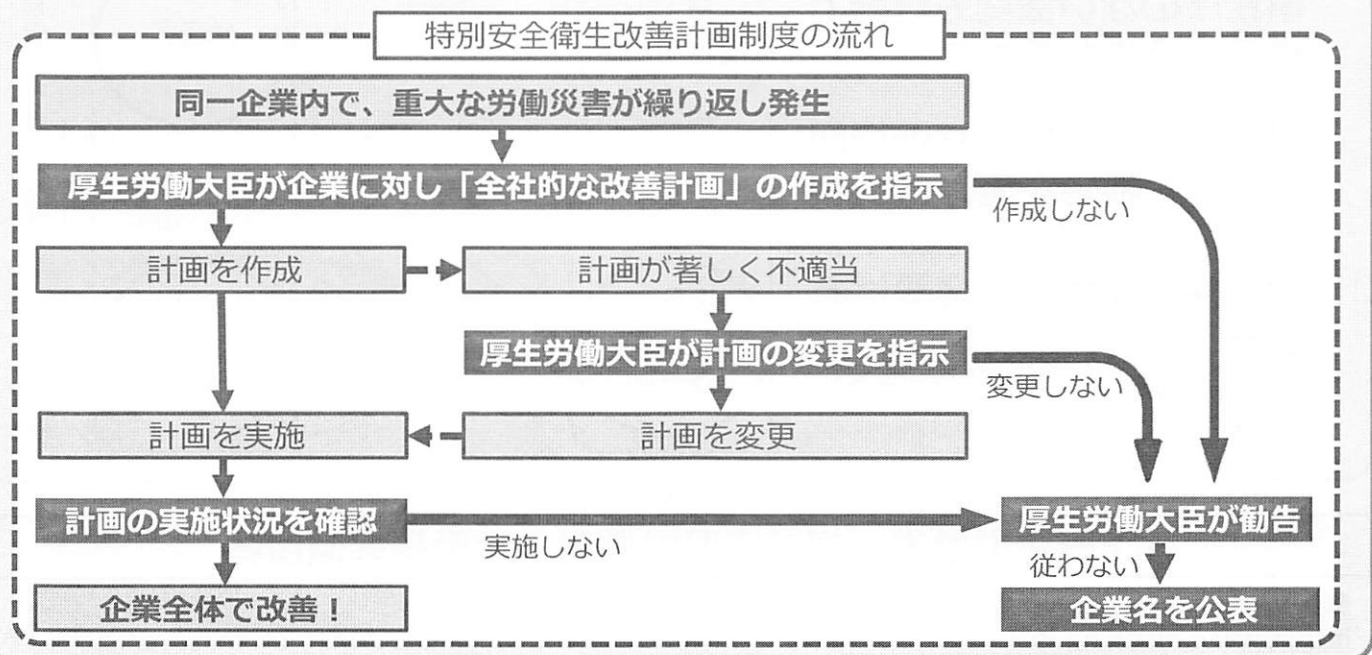
重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 重大な労働災害※¹を繰り返す企業※²に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができますようになります。

※¹ 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。
 ※² 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

- 計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができますようになります。



5

法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

○規模の大きい工場等※で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

※届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行	見直し後
機械等の事前届出規制 ①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出	機械等の事前届出規制 廃止 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出

維持

6

電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

7

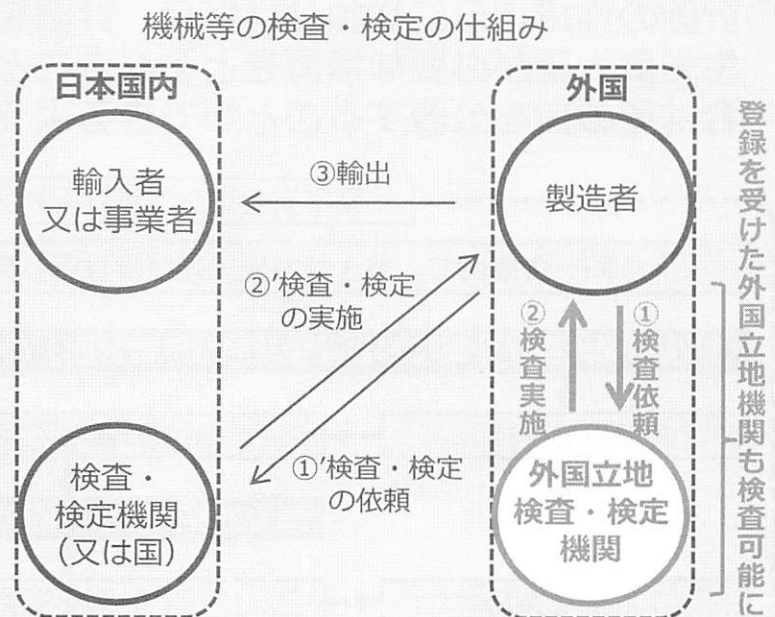
外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

○登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません※。

※労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

農林水産省

ホーム > 組織・政策 > 告示・通知 > 平成25年通知 > JA等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて

25生産第2434号

25生産第2433号

平成25年12月10日

北海道農政事務所農政推進部長宛て

地方農政局生産部長宛て

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛て

関係団体宛て

農林水産省生産局農産部技術普及課長

農業環境対策課長

JA等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて

先般、計量法(平成4年法律第51号)を所管する経済産業省から、JA等が実施する農業分野の土壌分析が、計量法に基づく計量証明事業に該当する可能性があるとの見解が示されました。

計量法上の土壌分析の取扱いについては、JAグループに限らず農業分野の土壌分析を行う事業者に広く関係するため、計量関係法令の遵守及び土壌分析に基づく適切な施肥等の推進を図る観点から、農林水産省から経済産業省に対し、計量法に基づく計量証明事業と土壌分析の結果報告書に関する見解の関係者への周知を要請しました。

これを受け、経済産業省は、平成25年11月15日付け経済産業省産業技術環境局知的基盤課事務連絡(別紙1)により、各都道府県計量行政関係部局に対して、農業分野の土壌分析を行う事業者からの相談に適切に対応するよう要請するとともに、計量証明事業として登録せずに、事業者が土壌分析を実施するという対応を行う場合に留意すべき事項等について、周知を行いました。

(地方農政局生産部長等宛て)

ついては、このことについて、貴局(所)管内の都道府県担当者に周知いただくとともに、農業分野の土壌分析を行う事業者から都道府県に相談があった場合には、当該事業者が円滑な対応ができるように必要な協力、助言を行うよう要請をお願いします。なお、別記関係団体を通じて、土壌分析を業として実施する者に対する周知も行っているところです。

(関係団体宛て)

ついては、このことについて、貴会(組合、所、機構)会員等のうち農業分野の土壌分析を業として実施する者に対して、上記事務連絡(別紙1)を踏まえ、法令遵守の観点から、適切に対応するよう周知徹底をお願いいたします。

[【別紙1】事務連絡\(平成25年11月15日付け経済産業省産業技術環境局知的基盤課\)\(PDF: 391KB\)](#)

[\(参考1\)JA等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いに関するこれまでの主な経緯\(PDF: 62KB\)](#)

[\(参考2\)計量法に基づく計量制度の概要\(PDF: 65KB\)](#)

[\(参考3\)計量法関係法令\(参照条文抜粋\)\(PDF: 107KB\)](#)

[\(参考4\)計量法関係法令の解釈運用等について\(平成25年6月経済産業省計量行政室\)\(PDF: 441KB\)](#)

[\(参考5\)土壌診断事業と計量法に関するQ&A\(平成25年6月全国農業協同組合連合会\(JA全農\)肥料農薬部\)\(PDF: 376KB\)](#)

(参考5は経済産業省産業技術環境局知的基盤課が問答を確認したものです。)

(地方農政局生産部長等宛てに添付)

(別記)

全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
一般財団法人日本土壌協会
公益財団法人肥料科学研究所
財団法人日本肥糧検定協会
塩安肥料協会
珪酸石灰肥料協会
全国炭酸カルシウム肥料協会
全国複合肥料工業会
日本苦土カルシウム肥料協会
日本石灰協会
日本石灰工業組合
日本石灰窒素工業会
日本肥料アンモニア協会
熔成磷肥協会

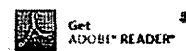
今回添付

一般社団法人全国肥料商連合会
トモ工肥料販売協同組合連合会
肥料輸出入協議会
家庭園芸肥料・用土協議会
一般財団法人肥料経済研究所
全国開拓農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
財団法人畜産環境整備機構
一般社団法人日本草地畜産種子協会
全国酪農業協同組合連合会

— お問い合わせ先 —

生産局農産部技術普及課生産資材対策室
担当者:資材効率利用推進班
ダイヤルイン:03-6744-2435
生産局農産部農業環境対策課
担当者:土壌環境保全班
ダイヤルイン:03-3502-5956

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

土壤診断事業と 計量法に関する Q & A

平成 25 年 6 月

全国農業協同組合連合会（JA全農）

肥料農薬部

土壌診断事業と計量法に関するQ&A

<目 次>

【計量法の内容】

- Q1：計量法とはどんな法律ですか？ また、土壌中の物質の濃度が計量証明事業の対象となったのはいつからですか？
- Q2：計量法でいう計量証明とは何ですか？
- Q3：公害の対象となるような有害物質以外の項目を測定する農耕地土壌を対象にした測定も、濃度に係る計量証明事業の対象となりますか？
- Q4：肥料、堆肥、培土、作物体や水耕培養液の濃度の測定は計量法の対象ですか？
- Q5：計量証明の事業を行うために必要な手続きは何ですか？
- Q6：環境計量士の資格を取得するためにはどうすればよいですか？
- Q7：環境計量士の国家試験の概要と難易度について教えてください。
- Q8：環境計量士は事業所ごとに配置しなければなりませんか？
- Q9：計量管理者としてパートや契約社員である環境計量士を登録できますか？
- Q10：1人の環境計量士が計量管理者として複数の事業所で登録を受けることは可能ですか？
- Q11：計量証明の事業を行うための分析方法は決められているのですか？
- Q12：計量証明事業では、硝酸態窒素・アンモニア態窒素・交換性塩基・有効態リン酸・有効態ケイ酸の単位はどのようなものを用いればよいですか？
- Q13：計量法に基づく事業の登録の必要がない組織はどんなところですか？
- Q14：なぜ国、地方公共団体は計量証明事業の登録の対象外とされているのですか？
- Q15：環境計量士の資格取得や計量証明事業の開始にあたり、施設等の整備に係る費用について経済産業省の助成措置はありますか？
- Q16：土壌測定を関係会社に委託している場合、「計量証明事業」の登録は「事業主(委託元)」になりますか？
- Q17：計量法に違反した場合の罰則にはどのようなものがありますか？

【土壌診断事業との関係】

- Q18：地方公共団体がJA等に土壌測定を委託し、その結果を処方箋として地方公共団体が測定値付きで生産者に提供することは可能ですか？
- Q19：計量証明事業者が発行した計量証明書が添付してあれば土壌診断処方箋に測定値を表示することは可能ですか？

Q20：県が測定した結果（数値）をJA等が作成する処方箋に記載することは可能ですか？

【土壌測定法について】

Q21：現在、土壌診断のために一般的に行われている土壌測定は、「関係法令、JIS等に基づく適切な測定法」と言えるのですか？

Q22：ZA-IIやZAパーソナルは計量証明事業に使用できる測定機器ですか？

Q23：ZA-IIによる土壌測定に採用されている簡易法（酢酸緩衝液塩化ナトリウム抽出法や塩化ナトリウム抽出法）、トルオーグ法による一液抽出等は計量証明事業に使用できる分析方法ですか？

Q24：土壌測定では濃度以外にも電気伝導度や推定CEC、塩基飽和度、石灰苦土比等の数値を扱いますが、これらも計量証明事業の対象となるのですか？

Q25：土壌の物理性（三相分布、ち密度、透水係数など）・生物性（病原菌の数、細菌数、糸状菌数、有用細菌の数、DNA量等）の測定も計量証明事業の対象となるのですか？

【測定結果の取扱いについて】

Q26：生産者自身が測定を行い、その結果を自身のみで活用する場合は計量法の対象となるのですか？

【計量法の内容】

Q1：計量法とはどんな法律ですか？ また、土壌中の物質の濃度が計量証明事業の対象となったのはいつからですか？

A1：計量法は、取引・証明に用いる計量の基準（計量単位）を定めるとともに、計量が正しく実施されるために、計量器の検査や計量の方法を定めた法律であり、昭和26年に制定されたものです。昭和49年の改正により、都道府県知事への登録が必要となる計量証明事業に、大気、水又は土壌中の物質の濃度の計量が対象に追加されました。

Q2：計量法でいう計量証明とは何ですか？

A2：計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関し、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することであり、有償、無償を問わずこの計量証明を反復、継続する行為を計量証明事業といいます。

計量証明事業の対象となる物象の状態の量には、長さ、質量、面積、体積、熱量、濃度、音圧レベル、振動加速度レベルがあります。

Q3：公害の対象となるような有害物質以外の項目を測定する農耕地土壌を対象にした測定も、濃度に係る計量証明事業の対象となりますか？

A3：計量法では、濃度に係る計量証明事業において物象の状態の量を計る対象を有害物質とそれ以外とで区別していません。したがって農耕地土壌について有害物質以外の項目を測定する場合でも、計量法の対象となります。

例えば、計量証明の対象となる物質の中で、公害の対象となるような物質以外のものとしては、塩化物イオン、硫酸イオン、炭酸イオン、リン酸イオン、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、けい酸など、多くの物質が挙げられます。

また、有害物質以外の項目を測定する計量証明の調査としては、以下のようなものが挙げられます。

- ① 特定の植生が繁殖しやすい土壌の状態を把握するための土壌測定
- ② 水生生物の生息に水質が適合しているかどうかを判断するための水質測定
- ③ 発電所のボイラー水に含まれ、機器・配水管の腐食の原因となる塩素等の濃度を測るための水質測定
- ④ 温泉の排水の水質測定（測定対象は有害物質に限らない）
- ⑤ 集じん機の排ガスの含有物質（有害物質に限らない）の測定

Q4：肥料、堆肥、培土、作物体や水耕培養液の濃度の測定は計量法の対象ですか？

A4：計量証明事業において、都道府県知事への登録が必要なのは、大気・水・土壌中の物質の濃度の測定を対象とするものです。このうち土壌については、肥料、堆肥、培土等が土壌と一体不可分となっていれば計量法の対象となりますが、肥料等が単体であれば、計量法の対象外です。（ただし、水耕培養液や工場内の循環水については、計量法の対象となるか、経産省において現在検討中です。）

Q5：計量証明の事業を行うために必要な手続きは何ですか？

A5：計量証明事業を行う者は、計量証明をする事業の区分に従い、事業所（計量証明の行為を継続的に、かつ、反復して行う事務所を含む）ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります（計量法第107条）。

計量証明事業の登録には、適切な計量器等のほかに資格者の配置が必ず必要となります。

- ① 一般計量証明事業所にあつては、一般計量士または主任計量者
- ② 環境計量証明事業所にあつては、事業の区分に応じた環境計量士

事業の区分は次のとおりです。（計量法施行規則第38条別表）

- ① 長さに係る計量証明事業
- ② 質量に係る計量証明事業
- ③ 面積に係る計量証明事業
- ④ 体積に係る計量証明事業
- ⑤ 熱量に係る計量証明事業
- ⑥-I 濃度に係る計量証明事業（濃度：大気中の物質の濃度、水中及び土壌中の物質の濃度）
- ⑥-II ダイオキシン類等の濃度に係る計量証明事業（これらは特定計量証明事業の認定が必要となります。）

- ⑦ 音圧レベルに係る計量証明事業
- ⑧ 振動加速度レベルに係る計量証明事業

なお、①～⑤は一般計量証明事業、⑥～⑧は環境計量証明事業と称されています。

登録に必要な手続き、手数料等については各都道府県の計量行政担当部署にお問い合わせください（下記リンクサイトをご参照ください）。

<http://www.keiryou-keisoku.co.jp/kentei-jo-link/kentei-jo-link.htm>

Q6：環境計量士の資格を取得するためにはどうすればよいですか？

A6：環境計量士の資格を取得する方法は2つあります。ひとつは、計量士国家試験に合格

し、実務経験など所定の条件を満たす方法です。計量士国家試験は年一回実施されます。もうひとつは、独立行政法人産業技術総合研究所（計量研修センター：つくば市）が実施する所定の研修課程を修了し、実務経験など所定の条件を満たして、計量行政審議会の認定を受ける方法です。

詳しくは計量研修センターのホームページをご覧ください。

<https://www.nmij.jp/~metroltrain/index.html>

Q7：環境計量士の国家試験の概要と難易度について教えてください。

A7：試験の概要については下記計量研修センターのホームページを参照してください。

https://www.nmij.jp/~metroltrain/naruniha/kokkashiken_naruniha.html

平成25年3月に実施された環境計量士（濃度関係）の合格率は12.7%でした。ここ数年の平均合格率は15%前後となっています。

Q8：環境計量士は事業所ごとに配置しなければなりませんか？

A8：環境計量証明事業をおこなう事業所は事業の区分に応じた環境計量士を必ず1名以上計量管理者として配置し、計量器の整備他の計量管理を実施できる立場に置かなければなりません（計量法第108条）。測定担当者が必ずしも環境計量士である必要はありません。

Q9：計量証明の事業の登録を行う際に、パートや契約社員である環境計量士を登録できますか？

A9：環境計量証明を行う事業所の計量管理者となる環境計量士は、当該事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任を有するため、都道府県知事の登録を受けるためには、パートや契約社員であっても、上記の責任を担保できることが必須となります。詳細は各都道府県の計量行政担当部署（Q5参照）までご相談ください。

Q10：計量証明事業の登録を複数の事業所で行う際に、1人の環境計量士で複数の事業所の登録を受けることは可能ですか？

A10：土壌の濃度を含む環境計量証明事業の登録に当たっては、環境計量士が2以上の事業所を受け持つ場合は、原則登録を認められません。ただし、これらの事業所が近接している等の条件が整っており、2以上の事業所を受け持つても、計量証明用設備の保管、検査及び整備、計量証明の正確性の保持、計量の方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任を果たすことができると認められる場合には、例外的に兼務を認められる場合があります。詳細は各都道府県の計量行政担当部署（Q5参照）までご相談ください。

Q11：計量証明の事業を行うための分析方法は決められているのですか？

A11：「計量法関連法令の解釈運用等について（平成20年12月経済産業省計量行政室）」において、計量法第107条の計量証明事業における計量は、関係法令、JIS等に基づく適切な分析方法によること、とされています。

Q12：計量証明事業では、硝酸態窒素・アンモニア態窒素・交換性塩基・有効態リン酸・有効態ケイ酸の単位はどのようなものを用いればよいですか？

A12：計量法では法定計量単位以外の単位は取引または証明に用いてはならないと定められています。計量証明事業のみならず、一般の取引・証明においてすら、計量法第3条から第7条及びそれらに関連する政令等で定められている単位（法定計量単位）以外のものを用いると計量法違反となり、その際は罰則が適用されます。

Q13：計量法に基づく事業登録の必要がない組織はどんなところですか？

A13：国、地方公共団体又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所、同産業技術総合研究所、

同製品評価技術基盤機構、同国立環境研究所が計量証明の事業を行う場合には事業の登録を受けることなく計量証明の事業を行うことができます。

また、下記の法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定等を受けた者が当該業務として当該計量証明事業を行う場合にも事業の登録を受けることなく計量証明の事業を行うことができます。

1. 労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 19 条の規定に基づく厚生労働大臣の許可を受けた者（中央労働災害防止協会）
2. 下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 41 号）による改正前の下水道事業センター法（昭和 47 年法律第 41 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた者（地方共同法人日本下水道事業団）
3. 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 33 条の規定による同法規則に定める登録を受けた者（作業環境測定機関）
4. 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 57 条の規定に基づく環境大臣の指定を受けた者（指定検査機関）

Q14：なぜ国、地方公共団体は計量証明事業の登録の対象外とされているのですか？

A14：国、地方公共団体は本来、取り締まる立場にあるので、計量証明事業者に対する規制より厳しい条件が要求されています。よって、法律の強制がない場合でも厳しい条件を満たして維持・管理されています。

Q15：環境計量士の資格取得や計量証明事業の開始にあたり、施設等の整備に係る費用について経済産業省の助成措置はありますか？

A15：ありません。

Q16：土壌測定を関係会社に委託している場合、「計量証明事業」の登録は「事業主」（委託元）になりますか？

A16：計量証明事業の登録は計量証明事業を実施する測定機関即ち委託先となります。

Q17:計量法に違反した場合の罰則にはどのようなものがありますか？

A17:計量証明事業の登録を受けずに計量証明事業を行った場合は、「1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされています(計量法第170条第1項)。

これ以外の罰則については、計量法第10章の罰則を参照してください。

【土壌診断事業との関係】

Q18：地方公共団体がJA等に土壌測定を委託し、その結果を処方箋として地方公共団体が測定値付きで生産者に提供することは可能ですか？

A18：計量証明事業の登録を行っていないJAグループの測定機関で測定した数値を掲載した処方箋を生産者に提供することはできません。

Q19：計量証明事業者が発行した計量証明書が添付してあれば土壌診断処方箋に測定値を表示することは可能ですか？

A19：計量証明書に測定値を記載した上で、処方箋には、測定値を計量証明書から引用した旨付記すれば、処方箋に測定値を記載することは可能です。

Q20：県が測定した結果（数値）をJA等が作成する処方箋に記載することは可能ですか？

A20：測定値は県が測定した結果であることが明記されていれば可能だと考えますが、処方箋を作成する前に、各都道府県の計量行政担当部署（Q5参照）までご相談ください。

【土壌測定法について】

Q21：現在、土壌診断のために一般的に行われている土壌測定は、「関係法令、JIS 等に基づく適切な分析方法」と言えるのですか？

A21：計量証明事業における計量は関係法令、JIS 等に基づく適切な分析方法である必要があります。土壌測定の常法と言われる方法は昭和 54 年の土壌環境基礎調査における土壌、水質及び作物体測定法（農林水産省 農蚕園芸局農産課編）が基になっているため、「適切な分析方法」であると考えられますが、各都道府県の計量行政担当部署（Q5 参照）までご相談ください。

土壌関係 JIS 規格（例）

JISA1201 土質試験のための乱した土の試料調製方法：土壌の前処理方法

JISA1204 土の粒度試験方法：土性の判定方法

JISK0116 発光分光測定通則

JISK0121 原子吸光測定通則

JISK0127 イオンクロマトグラフィー通則

Q22：ZA-II や ZA パーソナルは計量証明事業に使用できる測定機器ですか？

A22：計量法では、計量証明事業を行うために設置すべき計量証明用設備を定めています。ご質問の機器がそれに該当するかどうかは、各都道府県の計量行政担当部署（Q5 参照）までご相談ください。

Q23：ZA-II による土壌分析に採用されている簡易法（酢酸緩衝液塩化ナトリウム抽出法や塩化ナトリウム抽出法）、トルオーグ法による一液抽出等は計量証明事業に使用できる分析方法ですか？

A23：計量法では、計量証明事業を行う際に用いる分析方法については定めていませんが、計量証明事業者の登録を行った後に都道府県知事に提出しなければならない事業規程

には、計量の方法を記載する必要があります。ご質問の方法が使用できるかどうかについては、各都道府県の計量行政担当部署（Q5参照）までご相談ください。

Q24：土壌測定では濃度以外にも電気伝導度や推定 CEC、塩基飽和度、石灰苦土比等の数値を扱いますが、これらも計量証明事業の対象となるのですか？

A24：計量法における「計量」とは、計量法で定められた「物象の状態の量」を計ることをいいますが、土壌中の塩基飽和度や石灰/苦土比などの物質間の比率を示した数値は「濃度」には該当しないため、計量証明事業の対象にはなりません。推定 CEC については「物象の状態の量」を推定したものであり、測定値そのものではないので、計量証明事業の対象ではありません。

Q25：土壌の物理性（三相分布、ち密度、透水係数など）・生物性（病原菌の数、細菌数、糸状菌数、有用細菌の数、DNA 量等）の分析も計量証明事業の対象となるのですか？

A25：土壌においては物質の「濃度」の計量が計量証明事業の対象になりますので、物理性は対象外です。生物性についても大腸菌群数は濃度として含まないとされていますので、病原菌の数、細菌数、糸状菌数、有用細菌の数などは含まれないと考えられます。

【測定結果の取扱いについて】

Q26：生産者自身が測定を行い、その結果を自身のみで活用する場合は計量法の対象となるのですか？

A26：生産者が自作地の土壌の測定を自ら行い、その結果を自身のみで活用する場合は計量法の対象とはなりません。

以 上

千 環 協 案 内

平成26年11月

発行 千葉県環境計量協会

〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3

(有)ケーズオフィス内

☎ 043-233-8967

編集 千環協 経営 ・ 業務委員会

委員長 鈴木 健治 (月島機械(株))

委 員 江口誠一郎 (ユーロフィン日本環境(株))

小野 博利 (株)環境測定センター)

高橋 孝史 (株)住化分析センター)

羽根 司 (中外テクノス(株))

三上 公一 (株)三造試験センター)

梁取 岳 (株)日本公害管理センター)

印刷 ワタナベメディアプロダクツ株式会社

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-31-6KMビル

☎ 043-308-7023